

茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会要綱

(設置)

第1条 市は、子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年法律第154号)に規定する茂原市子ども読書活動推進計画を策定するため、茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、計画策定に係る事項の審議その他計画策定に必要な事務を所掌する。

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 協議会に会長1名置き、教育委員会教育部次長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員のうちから会長を補佐する者を指名することができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が座長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務処理)

第6条 協議事項のとりまとめ等の事務処理は、会長の指示により委員等が行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表(第3条)

教育部次長
学校教育課主幹
小中学校代表者
保育所代表者
幼稚園代表者
図書館代表者(指定管理者)